様式第６号（第12条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| (表) | 　 |
| 　第　　　　　号　　　　　　　　　契印　三股町債権徴収職員証　　　　　　　所属　　　三股町　　　　　課写真職　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　年　　月　　日生)　**委任を受けた徴収債権の名称**　　　　年　　月　　日発行三股町長　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　 | 5.5cm |
| 9cm | 　 |

|  |
| --- |
| (裏) |
| １　本証は、三股町債権管理条例の規定により、債権に関する滞納処分を行う場合には必ず携帯しなければならない。２　本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。３　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。４　本証を汚損、紛失等したときは、直ちにその旨を届け出て、再交付を受けなければならない。5　資格を喪失したときは、直ちに本証を返納しなければならない。 |